

西部地域各市町日常生活用具給付等制度比較表

番号	要件	市・町	内容
1	世帯の範囲 ※世帯に年46万円以上の所得割市町民税が課されている者がいれば給付等の対象外	浜田市	障害者：障害者及びその配偶者 障害児(18歳未満)：障害児の保護者
		その他	障害者：障害者及びその配偶者 障害児(18歳未満)：保護者の住民票の世帯員
2	自己負担割合	川本町	生活保護世帯：自己負担なし 町民税非課税世帯：5% 町民税課税世帯：10%
		その他	生活保護世帯：自己負担なし 町民税非課税世帯：自己負担なし 町民税課税世帯：10%
3	自己負担がある場合の自己負担上限月額	浜田市	自己負担の上限なし
		吉賀町	町民税(所得割)3万3千円以上46万円未満の世帯：8,000円 町民税(所得割)3万3千円未満の世帯：6,000円
		その他	37,200円
4	耐用年数経過前に再給付等が受けられる場合	浜田市	(1)日常生活用具が故障し、修理することが困難なとき (2)その他市長が特に必要と認めるとき
		益田市	なし(修理不能により用具の使用が困難になった場合は応相談)
		大田市	修理不能で用具の使用が困難になったとき
		江津市	修理不能により用具の使用が困難になった場合
		川本町	修理不能により用具の使用が困難になった場合
		美郷町	修理不能により用具の使用が困難になった場合
		邑南町	修理不能により用具の使用が困難になった場合
		津和野町	なし
		吉賀町	なし(修理不能により用具の使用が困難になった場合は応相談)

西部地域各市町日常生活用具一覧表(視聴覚障がい共通)

番号	用具名	市・町	該当	対象者	耐用年数	基準単価
1	火災警報(報知)機	浜田市	○	【障害に応じた特殊なものが必要な場合に限る。】身体障害等級2級以上の者で、火災発生の感知・避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの	8年	15,500円
		益田市	○	身体障害2級以上の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯並びにこれに準ずる世帯に限る。)	8年	15,500円
		大田市	○	障害等級2級以上を有する身体障害児・者であって、原則として在宅かつ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(当該世帯が単身世帯及びこれに準じる世帯である場合に限る)	8年	15,500円
		江津市	○	障害等級2級以上の身体障がい児・者。原則として在宅かつ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの。(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯)	8年	15,500円 1世帯2台を限度
		川本町	○	身体障がい者手帳2級以上	8年	15,500円
		美郷町	○	障害等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	8年	15,500円
		邑南町	○	身体障害2級以上の児童・者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	8年	15,500円 1世帯2台を限度
		津和野町	○	2級以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	8年	15,500円
		吉賀町	○	身体障害者手帳に記載された身体上の障がいの程度が2級以上であるもので、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの	8年	15,500円
2	自動消火器	浜田市	○	身体障害等級2級以上の者で、火災発生の感知・避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの	8年	28,700円
		益田市	○	身体障害2級以上の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯並びにこれに準ずる世帯に限る。)	8年	28,700円
		大田市	○	障害等級2級以上を有する身体障害児・者であって、原則として在宅かつ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(当該世帯が単身世帯及びこれに準じる世帯である場合に限る)	8年	28,700円
		江津市	○	障害等級2級以上の身体障がい児・者。原則として在宅かつ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの。(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯)	8年	28,700円
		川本町	○	火災発生の感知および避難が著しく困難な者(単身世帯またはこれに準じる世帯)	8年	28,700円
		美郷町	○	障害等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	8年	28,700円
		邑南町	○	身体障害2級以上の児童・者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	8年	28,700円
		津和野町	○	2級以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	8年	28,700円
		吉賀町	○	身体障害者手帳に記載された身体上の障がいの程度が2級以上であるものであって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの	8年	28,700円
3	点字ディスプレイ	浜田市	○	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級の者	6年	383,500円
		益田市	○	視覚障害2級以上、かつ、聴覚障害2級以上の重複障がい者で、当該装置が必要と認められるもの	6年	383,500円
		大田市	○	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であって、在宅かつ必要と認められるもの	6年	383,500円
		江津市	○	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障がい者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障がい者であって、必要と認められるもの。原則として在宅かつ18歳以上のもの。	6年	383,500円
		川本町	○	視覚2級以上かつ聴覚2級 18歳以上の者	6年	383,500円
		美郷町	○	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上)の身体障害者であって、必要と認められる者	6年	383,500円
		邑南町	○	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上の重複障害者であって、必要と認められるもの	6年	383,500円
		津和野町	○	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)であって、必要と認められる者	5年	383,500円
		吉賀町	○	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者(原則として、身体障害者手帳に記載された視覚及び聴覚障がいに係る障がいの程度が2級以上であるもの)であって、必要と認められる18歳以上のもの	6年	383,500円
4	福祉電話(貸与)	浜田市	×			
		益田市	○	難聴者又は外出困難な身体障がい者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として当該装置が必要と認められるもの及びファックス被貸与者(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	—	83,300円
		大田市	×			
		江津市	×			
		川本町	×			
		美郷町	×			
		邑南町	○	聴覚障害者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—	新設 83,300円 切替 2,000円 (回線切替費用)
		津和野町	○	難聴又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)で緊急連絡の手段として必要性があると認められる者	—	—
吉賀町	○	難聴者若しくは外出困難な身体障がい者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる18歳以上のもの又はファックス貸与者であって、障がい者のみの世帯に属するもの	—	—		

西部地域各市町日常生活用具一覧表(視覚障がい)

番号	用具名	市・町	該当	対象者	耐用年数	基準単価
1	電磁調理器	浜田市	○	視覚障害2級以上の者で障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの(18歳以上)	6年	41,000円
		益田市	○	2級以上の視覚障がい者(18歳以上の盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	6年	41,000円
		大田市	○	視覚障害2級以上の身体障害者であって、原則として在宅のもの(当該世帯が単身世帯及びこれに準じる世帯である場合に限る)	5年	41,000円
		江津市	○	視覚障害2級以上の身体障がい者(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯)。原則として在宅かつ18歳以上のもの。	6年	41,000円
		川本町	○	視覚2級以上 単身世帯またはそれに準ずる世帯	6年	41,000円
		美郷町	○	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)18歳以上	6年	41,000円
		邑南町	○	視覚障害2級以上の障害者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	6年	41,000円
		津和野町	○	視覚障害2級以上で、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯であって18歳以上の者	6年	41,000円
		吉賀町	○	身体障害者手帳に記載された身体上の障がい(視覚障がいに係るものに限る。)の程度が2級以上であって、18歳以上のもの若しくは盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの	6年	41,000円
2	歩行時間延長信号機用小型送信機	浜田市	○	視覚障害2級以上の者(学齢児以上)	10年	7,000円
		益田市	○	2級以上の視覚障がい者(児)(原則として学齢児以上)	10年	7,000円
		大田市	○	視覚障害2級以上の身体障害児・者であって、原則として在宅かつ学齢児以上のもの	10年	7,000円
		江津市	○	視覚障害2級以上の身体障がい児・者。原則として在宅かつ学齢児以上のもの。	10年	7,000円
		川本町	○	視覚2級以上 学齢児以上	10年	7,000円
		美郷町	○	視覚障害2級以上 学齢児以上	10年	7,000円
		邑南町	○	視覚障害2級以上(原則として学齢児以上に限る。)	10年	7,000円
		津和野町	○	視覚障害2級以上の者で、原則として学齢児以上の者	10年	7,000円
		吉賀町	○	身体障害者手帳に記載された身体上の障がい(視覚障がいに係るものに限る。)の程度が2級以上であるもので、原則として学齢児以上のもの	10年	7,000円
3	視覚障がい者用体温計(音声式)	浜田市	○	視覚障害2級以上の者で視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの(学齢児以上)	5年	9,000円
		益田市	○	視覚障害2級以上の者(原則として学齢児以上。ただし、視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	5年	9,000円
		大田市	○	視覚障害2級以上の身体障害児・者であって、原則として在宅かつ学齢児以上のもの(当該世帯が単身世帯及びこれに準じる世帯である場合に限る)	5年	9,000円
		江津市	○	視覚障害2級以上の身体障がい児・者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)。原則として在宅かつ学齢児以上のもの。	5年	9,000円
		川本町	○	視覚2級以上 単身世帯またはそれに準ずる世帯	5年	9,000円
		美郷町	○	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)学齢児以上	5年	9,000円
		邑南町	○	視覚障害2級以上(原則として学齢児以上である盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	5年	9,000円
		津和野町	○	視覚機能障害の程度が2級以上で原則として学齢児以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	5年	18,000円
		吉賀町	○	身体障害者手帳に記載された身体上の障がい(視覚障がいに係るものに限る。)の程度が2級以上であるもので、原則として学齢児以上のもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	5年	9,000円
4	視覚障がい者用体重計	浜田市	○	視覚障害2級以上の者で視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの(18歳以上)	5年	18,000円
		益田市	○	視覚障害2級以上の者(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	5年	18,000円
		大田市	○	視覚障害2級以上の身体障害者であって、原則として在宅のもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準じる世帯である場合に限る)	5年	18,000円
		江津市	○	視覚障害2級以上の身体障がい者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)。原則として在宅かつ18歳以上。	5年	18,000円
		川本町	○	視覚2級以上 単身世帯またはそれに準ずる世帯	5年	18,000円
		美郷町	○	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)18歳以上	5年	18,000円
		邑南町	○	視覚障害2級以上の障害者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	5年	18,000円
		津和野町	○	視覚障害2級以上の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	5年	18,000円
		吉賀町	○	身体障害者手帳に記載された身体上の障がい(視覚障がいに係るものに限る。)の程度が2級以上であって、原則として18歳以上のもの	5年	18,000円

西部地域各市町日常生活用具一覧表(視覚障がい)

番号	用具名	市・町	該当	対象者	耐用年数	基準単価
5	音声血圧計	浜田市	○	視覚障害2級以上の者で視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの(18歳以上)	5年	15,000円
		益田市	×			
		大田市	×			
		江津市	○	視覚障害2級以上の身体障がい者(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)。原則として在宅かつ18歳以上。	5年	15,000円
		川本町	×			
		美郷町	×			
		邑南町	×			
		津和野町	×			
		吉賀町	○	身体障害者手帳に記載された身体上の障がい(視覚障がいに係るものに限る。)の程度が2級以上であって、原則として18歳以上のもの	5年	15,000円
6	音声キッチン秤	浜田市	×			
		益田市	×			
		大田市	×			
		江津市	○	視覚障害2級以上の身体障がい者(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)。原則として在宅かつ18歳以上。	5年	25,000円
		川本町	×			
		美郷町	×			
		邑南町	×			
		津和野町	×			
		吉賀町	○	身体障害者手帳に記載された身体上の障がい(視覚障がいに係るものに限る。)のもの	5年	29,400円
7	情報・通信支援用具	浜田市	○	【情報支援用具パソコン使用補助周辺機器・ソフト等(障害者向けのものに限る。)]視覚障害2級以上の者であって、必要と認められるもの	4年	100,000円
		益田市	○	視覚障害2級以上の者(原則として学齢児以上)	10年	100,000円
		大田市	○	視覚障害2級以上であって必要と認められる身体障害児・者で、原則として在宅かつ学齢児以上のもの	5年	100,000円
		江津市	○	視覚障害2級以上であって必要と認められる身体障がい児・者。原則として在宅かつ学齢児以上のもの。	5年	100,000円
		川本町	○	視覚2級以上	4年	100,000円
		美郷町	○	視覚障害2級以上	6年	100,000円
		邑南町	○	視覚障害2級以上であって、必要と認められるもの(原則として在宅かつ学齢児以上に限る。)	5年	100,000円
		津和野町	○	視覚障害2級以上の者	—	対象機器の購入に要した費用の2/3以内(10万円を限度)
		吉賀町	○	身体障害者手帳に記載された身体上の障がい(視覚障がいに係るものに限る。)の程度が2級以上であるもので、原則として学齢児以上のもの	1回限り	100,000円
8	点字器(標準型)	浜田市	○	視覚障害2級以上の者	7年	10,400円
		益田市	○	視覚障がい者(児)	7年	標準型A 10,712円 標準型B 6,798円
		大田市	○	視覚障害2級以上の身体障害児・者であって、原則として就労若しくは就労しているか又は就労が見込まれるもの	7年	標準型A 10,712円 標準型B 6,798円
		江津市	○	視覚障害の身体障がい児・者で日常生活に点字を必要とするもの。	7年	両面書真鍮板製 10,712円 両面書プラスチック製 6,798円
		川本町	○	視覚2級以上で点字による文書作成が可能な者 学齢児以上	7年	6,600~10,400円
		美郷町	○	視覚障害2級以上 学齢児以上	7年	(真鍮) 32マス×18行 両面書 10,400円 (プラスチック)32マス×18行 両面書 6,600円
		邑南町	○	視覚障害2級以上(原則として学齢児以上に限る。)	7年	(真鍮板) 10,400円 (プラスチック板) 6,600円
		津和野町	○	視覚障害の手帳所持者	7年	32マス×18行 両面書 真鍮板製 10,712円 32マス×18行 両面書 プラスチック製 6,798円
		吉賀町	○	身体障害者手帳に記載された身体上の障がい(視覚障がいに係るものに限る。)のもの	7年	10,400円
		9	点字器(携帯用)	浜田市	○	視覚障害2級以上の者
益田市	○			視覚障がい者(児)	5年	携帯用A 7,416円 携帯用B 1,700円

西部地域各市町日常生活用具一覧表(視覚障がい)

番号	用具名	市・町	該当	対象者	耐用年数	基準単価
		大田市	○	視覚障害2級以上の身体障害児・者であって、原則として就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれるもの	5年	携帯用A 7,416円 携帯用B 1,699円
		江津市	○	視覚障害の身体障がい児・者で日常生活に点字を必要とするもの。	5年	片面書アルミニウム製 7,416円 片面書プラスチック製 1,699円
		川本町	○	視覚2級以上で点字による文書作成が可能な者 学齢児以上	5年	1,650～7,200円
		美郷町	○	視覚障害2級以上 学齢児以上	5年	(アルミ)32マス×4行 片面書 7,200円 (プラスチック)32マス×12行 片面書 1,650円
		邑南町	○	視覚障害2級以上(原則として学齢児以上に限る。)	5年	(アルミニウム製) 7,200円 (プラスチック製) 1,650円
		津和野町	○	視覚障害の手帳所持者	5年	32マス×4行 片面書 アルミニウム製 7,416円 32マス×12行 片面書 プラスチック製 1,700円
		吉賀町	○	身体障害者手帳に記載された身体上の障がい(視覚障がいに係るものに限る。)のもの	5年	7,200円
10	点字タイプライター	浜田市	○	視覚障害2級以上の者で就学若しくは就労しているもの又は就労が見込まれるもの	5年	63,100円
		益田市	○	視覚障害2級以上の者で、就学若しくは就労しているもの又は就労が見込まれるもの	5年	63,100円
		大田市	○	視覚障害2級以上の身体障害児・者であって、原則として就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれるもの(ただし、在宅のものに限る)	5年	63,100円
		江津市	○	視覚障害2級以上の身体障がい児・者。原則として在宅かつ本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれるもの。	5年	63,100円
		川本町	○	視覚2級以上 就労中・就学中・就労見込	5年	63,100円
		美郷町	○	視覚障害2級以上(本人が就学若しくは就労している者又は就労が見込まれる者に限る。)	5年	63,100円
		邑南町	○	視覚障害2級以上(原則として本人が就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	5年	63,100円
		津和野町	○	視覚障害2級以上の者で、原則として就学若しくは就労しているか又は就労を見込まれる者	5年	63,100円
		吉賀町	○	身体障害者手帳に記載された身体上の障がい(視覚障がいに係るものに限る。)の程度が2級以上であるもの(本人が就学若しくは就学しているか又は就労が見込まれるものに限る。)	5年	63,100円
11	視覚障害者用ポータブルレコーダー	浜田市	○	視覚障害2級以上の者(学齢児以上)	6年	89,800円
		益田市	○	視覚障害2級以上の者(原則として学齢児以上)	6年	録音再生機 89,800円 再生専用機 36,750円
		大田市	○	視覚障害2級以上の身体障害児・者であって、原則として在宅かつ学齢児以上のも	8年	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円
		江津市	○	視覚障害2級以上の身体障がい児・者。原則として在宅かつ学齢児以上のも。	6年	録音再生機 89,800円 再生専用機 36,750円
		川本町	○	視覚2級以上 学齢児以上	6年	録音再生 85,000円 再生専用 35,000円
		美郷町	○	視覚障害2級以上 学齢児以上	6年	録音再生 85,000円 再生専用 35,000円
		邑南町	○	視覚障害2級以上(原則として学齢児以上に限る。)	6年	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円
		津和野町	○	視覚障害2級以上の者で、原則として学齢児以上の者	6年	録音再生機 89,800円 再生専用機 36,750円
		吉賀町	○	身体障害者手帳に記載された身体上の障がい(視覚障がいに係るものに限る。)の程度が2級以上であるもので、原則として学齢児以上のも	6年	録音再生機 89,800円 再生専用機 36,750円
12	視覚障害者用活字文書読上げ装置	浜田市	○	視覚障害2級以上の者(学齢児以上)	6年	115,000円
		益田市	○	視覚障害2級以上の者(原則として学齢児以上)	6年	115,000円
		大田市	○	視覚障害2級以上の身体障害児・者であって、原則として在宅かつ学齢児以上のも	6年	99,800円
		江津市	○	視覚障害2級以上の身体障がい児・者。原則在宅かつ学齢児以上のも。	6年	115,000円
		川本町	○	視覚2級以上 学齢児以上	6年	99,800円
		美郷町	○	視覚障害2級以上 学齢児以上	6年	99,800円
		邑南町	○	視覚障害2級以上(原則として学齢児以上に限る。)	6年	99,800円
		津和野町	○	視覚障害2級以上の者で、原則として学齢児以上の者	6年	115,000円
		吉賀町	○	身体障害者手帳に記載された身体上の障がい(視覚障がいに係るものに限る。)の程度が2級以上であるもので、原則として学齢児以上のも	6年	115,000円
13	視覚障害者用拡大読書器	浜田市	○	視覚障害者で本装置により文字等を読むことが可能となるもの(学齢児以上)	8年	198,000円
		益田市	○	視覚の障がいを有し、当該装置により文字等を読むことが可能となる者(原則として学齢児以上)	6年	198,000円

西部地域各市町日常生活用具一覧表(視覚障がい)

番号	用具名	市・町	該当	対象者	耐用年数	基準単価
		大田市	○	視覚障害児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので、原則として在宅かつ学齢児以上のもの	8年	198,000円
		江津市	○	視覚障がい児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの。原則として在宅かつ学齢児以上のもの。	8年	198,000円
		川本町	○	本装置により文字等を読むことが可能な者	4年	198,000円
		美郷町	○	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者 学齢児以上	8年	198,000円
		邑南町	○	視覚障害児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの(原則として学齢児以上に限る。)	8年	198,000円
		津和野町	○	視覚障害3級以上の者で、本装置により文字等を読むことが可能になる者で、原則として学齢児以上の者	6年	198,000円
		吉賀町	○	身体障害者手帳に視覚障がいに関する記載のあるものであって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので、原則として学齢児以上のもの	8年	198,000円
14	視覚障がい者用時計(触読式)	浜田市	○	視覚障害2級以上の者(18歳以上)	10年	13,300円
		益田市	○	視覚障害2級以上の者	10年	10,300円
		大田市	○	視覚障害2級以上の身体障害者であって、原則として在宅のもの	10年	10,300円
		江津市	○	視覚障害2級以上。原則として在宅かつ18歳以上のもの。	10年	10,300円
		川本町	○	視覚2級以上 18歳以上の者	10年	13,300円
		美郷町	○	視覚障害2級以上 18歳以上	10年	10,300円
		邑南町	○	視覚障害2級以上の障害者	10年	10,300円
		津和野町	○	視覚障害2級以上	10年	10,300円
		吉賀町	○	身体障害者手帳に記載された身体上の障がい(視覚障がいに係るものに限る。)の程度が2級以上であって、18歳以上のもの	10年	13,300円
15	視覚障がい者用時計(音声式)	浜田市	○	視覚障害2級以上の者(18歳以上)	10年	13,300円
		益田市	○	視覚障害2級以上の者(手指の触覚に障がいがあること等により触読式時計の使用が困難な者)	10年	13,300円
		大田市	○	視覚障害2級以上の身体障害者であって、原則として在宅のもの(手指の触覚に障害等があるため触読式時計の使用が困難な者を原則とする)	10年	13,300円
		江津市	○	視覚障害2級以上。原則として在宅かつ18歳以上のもの。(手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。)	10年	13,300円
		川本町	○	視覚2級以上 18歳以上の者(手指の触覚障害のため触読式時計の使用が困難なものとする。)	10年	13,300円
		美郷町	○	視覚障害2級以上(手指の触覚障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。) 18歳以上	10年	13,300円
		邑南町	○	視覚障害2級以上の障害者(手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。)	10年	13,300円
		津和野町	○	視覚障害2級以上	10年	13,300円
		吉賀町	○	身体障害者手帳に記載された身体上の障がい(視覚障がいに係るものに限る。)の程度が2級以上であって、18歳以上のもの。手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難なものを原則とする。	10年	13,300円
16	視覚障害者用地デジ対応ラジオ	浜田市	○	視覚障害2級以上の者(18歳以上)	6年	29,000円
		益田市	×			
		大田市	○	視覚障害者 在宅かつ3歳以上65歳未満	5年	60,000円
		江津市	×			
		川本町	○	視覚障害2級以上の者(18歳以上)	6年	29,000円
		美郷町	×			
		邑南町	×			
		津和野町	×			
		吉賀町	×			

西部地域各市町日常生活用具一覧表(視覚障がい)

番号	用具名	市・町	該当	対象者	耐用年数	基準単価
17	点字図書	浜田市	○	情報の入手を主に点字によっている視覚障がい者(児)	—	一般図書価格との差額(年間6タイトル又は24巻を限度。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものは限度なし。雑誌等は給付対象外)
		益田市	○	情報の入手を主に点字によっている視覚障がい者(児)	—	点字図書価格(年間6タイトル又は24巻を限度)
		大田市	○	主に情報の入手を点字により行っている在宅の身体障害児・者	—	福祉事務所長が認めた額(年間6タイトル又は24巻を限度。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものは限度なし。雑誌等は給付対象外)
		江津市	○	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害の身体障がい児・者。原則として在宅のもの。	—	市長が必要と認めた額
		川本町	○	主に情報入手を点字に頼る者	—	福祉事務所長が認める額
		美郷町	×			
		邑南町	○	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児・者	—	厚生労働大臣が必要と認めた額
		津和野町	○	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者(原則として2級以上)	—	一般図書との差額相当額(年間6タイトル又は24巻を限度)
		吉賀町	○	身体障害者手帳に視覚障がいに関する記載のあるものであって主に情報の入手を点字によっているもの	—	—
18	視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	浜田市	×			
		益田市	○	視覚障がい者(児)(原則として学齢児以上)	—	1,030,000円
		大田市	×			
		江津市	×			
		川本町	×			
		美郷町	×			
		邑南町	○	【貸与】在宅の視覚障害児・者(原則として学齢児以上に限る。)が利用する共同利用施設	—	1,030,000円
		津和野町	○	視覚障害者	—	—
		吉賀町	×			
19	移動・移乗支援用具	浜田市	×			
		益田市	×			
		大田市	×			
		江津市	×			
		川本町	○	視覚3級以上 3歳以上	8年	60,000円
		美郷町	×			
		邑南町	×			
		津和野町	×			
		吉賀町	×			
20	居宅生活動作補助用具	浜田市	×			
		益田市	×			
		大田市	○	視覚障害により移動等に著しい困難を有する児・者であって原則として在宅かつ学齢児以上65歳未満のものであって、障害程度が3級以上のもの	—	200,000円
		江津市	×			
		川本町	×			
		美郷町	×			
		邑南町	×			
		津和野町	○	視覚障害2級以上の者	—	200,000円
		吉賀町	×			

西部地域各市町日常生活用具一覧表(聴覚・言語機能障がい)

番号	用具名	市・町	該当	対象者	耐用年数	基準単価
1	聴覚障害者用屋内信号装置	浜田市	○	聴覚障害者2級の者で障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの	10年	87,400円
		益田市	○	2級以上の聴覚障がい者(児)(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。)	10年	87,400円
		大田市	○	聴覚障害2級以上の身体障害者であって、原則として在宅のもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準じる世帯で日常生活上必要と認められる場合に限る)	10年	87,400円
		江津市	○	聴覚障害2級の身体障がい者。(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)原則として在宅かつ18歳以上のもの。	10年	87,400円
		川本町	○	聴覚2級 単身世帯またはそれに準ずる世帯に属する18歳以上の者	10年	87,400円
		美郷町	○	聴覚障害2級以上(聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯) 18歳以上	10年	87,400円
		邑南町	○	聴覚障害2級の障害者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	10年	87,400円
		津和野町	○	聴覚障害2級以上の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯)	5年	87,400円
		吉賀町	○	身体障害者手帳に記載された身体上の障がい(聴覚障がいに係るものに限る。)の程度が2級以上であって、18歳以上のもの(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に属するものに限る。)	10年	87,400円
2	携帯用会話補助装置	浜田市	×			
		益田市	○	言語機能の障がいを有する者であって、発語に著しい障がいを有するもの(原則として学齢児以上)	5年	98,800円
		大田市	○	言語機能障害児・者であって、発語に著しい障害を有するもので原則として在宅かつ学齢児以上のもの	5年	98,800円
		江津市	○	言語機能障がい児・者であって、発語に著しい障害を有する身体障がい児・者。原則として在宅かつ学齢児以上のもの。	5年	98,800円
		川本町	○	発語に著しい障がいを有する者 学齢児以上	5年	98,800円
		美郷町	○	言語機能障害者であって、発語に著しい障害を有する者 学齢児以上	5年	98,800円
		邑南町	○	言語機能障害で発語に著しい障害を有する児童・者(原則として学齢児以上に限る。)	5年	98,800円
		津和野町	○	言語機能障害者であって、発語に著しい障害を有する者	5年	98,800円
		吉賀町	○	身体障害者手帳に言語障がいに関する記載のあるものであって、発語に著しい障害を有するもので、原則として学齢児以上のもの	5年	98,800円
3	聴覚障害者用通信装置	浜田市	○	【FAX】聴覚障害者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの(学齢児以上)	5年	71,000円
		益田市	○	聴覚障がい者(児)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として当該装置が必要と認められるもの(原則として学齢児以上)	5年	71,000円
		大田市	○	聴覚障害児・者であり、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるものであって、原則として在宅かつ学齢児以上のもの	5年	71,000円
		江津市	○	聴覚障がい児・者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの。原則として在宅かつ学齢児以上のもの。	5年	71,000円
		川本町	○	聴覚に著しい障がいを有する者 コミュニケーション・緊急連絡等に必要なる者 学齢児以上	5年	71,000円
		美郷町	○	聴覚障害者であって、コミュニケーション、又は緊急連絡等の手段として必要と認められる者 学齢児以上	5年	71,000円
		邑南町	○	聴覚障害児・者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの(原則として学齢児以上に限る。)	5年	71,000円
		津和野町	○	聴覚障害者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	5年	71,000円
		吉賀町	×			
4	聴覚障害者用情報受信装置	浜田市	○	【文字放送】聴覚障害者のうち必要と認められるもの	6年	88,900円
		益田市	○	聴覚障がい者(児)で、当該装置によりテレビの視聴が可能になるもの	6年	88,900円
		大田市	○	在宅の聴覚障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	6年	88,900円
		江津市	○	聴覚障がい児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの。原則として在宅のもの。	6年	88,900円
		川本町	○	本装置によりテレビの視聴が可能なる者 3級以上	6年	88,900円
		美郷町	○	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	6年	88,900円
		邑南町	○	聴覚障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	6年	88,900円
		津和野町	○	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能となる者	6年	88,900円
		吉賀町	○	身体障害者手帳に聴覚障がいに関する記載のあるものであって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもので、原則として学齢児以上のもの	6年	88,900円
5	人工内耳用体外装置	浜田市	○	【買い替えのみ対象】聴覚障害により人工内耳埋込手術を受けている者で医療保険の適用となる体外装置を装着後5年を経過しているもの	5年	200,000円
		益田市	○	聴覚障がい者(児)であって、現に人工内耳を装着し、かつ、医療保険給付の対象となる体外装置を装着しているもの(「人工内耳体外装置装着者」という。)であって、当該体外装置の装着から5年を経過した者	5年	200,000円
		大田市	○	聴覚障害児・者であって、現に人工内耳を装着しているもの	5年	300,000円

西部地域各市町日常生活用具一覧表(聴覚・言語機能障がい)

番号	用具名	市・町	該当	対象者	耐用年数	基準単価
		江津市	○	聴覚障がい者であって、現に人工内耳を装用し5年間を経過しているもの。	5年	200,000円
		川本町	×			
		美郷町	×			
		邑南町	×			
		津和野町	×			
		吉賀町	○	身体障害者手帳に記載された身体上の障がい(聴覚障がいに係るものに限る。)のもので、現に人工内耳を装着しているもの	3年	300,000円
6	人工内耳用電池	浜田市	○	【空気亜鉛電池】人工内耳用体外装置を装用後1年間を経過している者 直近の給付を受けた日から1年間を経過している者(人工内耳充電式電池及び人工内耳充電器とは、重複して給付しないものとする。)	—	20,000円
		益田市	○	【空気亜鉛式電池】人工内耳体外装置装着者であって、当該体外装置の装着から1年間を経過した者(充電式電池との併給はできないものとする。)	1年	20,000円
		大田市	○	聴覚障害児・者であって、現に人工内耳を装着しているもの	月額	2,500円
		江津市	○	【空気亜鉛電池】人工内耳体外器装用後1年間を経過しているもの。	1年	20,000円
		川本町	×			
		美郷町	×			
		邑南町	×			
		津和野町	×			
		吉賀町	×			
		7	人工内耳充電式電池	浜田市	○	人工内耳用体外装置を装用後1年間を経過している者 直近の給付を受けた日から1年間を経過している者(人工内耳空気亜鉛電池とは、重複して給付しないものとする。)
益田市	○			人工内耳体外装置装着者であって、当該体外装置の装着から1年間を経過した者(空気亜鉛式電池との併給はできないものとする。)	1年	10,000円
大田市	×					
江津市	○			人工内耳体外器装用後1年間を経過しているもの。	1年	10,000円
川本町	×					
美郷町	×					
邑南町	×					
津和野町	×					
吉賀町	×					
8	人工内耳充電器	浜田市	○	人工内耳用体外装置を装用後3年間を経過している者 直近の給付を受けた日から3年間を経過している者(人工内耳空気亜鉛電池とは、重複して給付しないものとする。)	3年	25,000円
		益田市	○	人工内耳体外装置装着者であって、当該体外装置の装着から3年間を経過した者	3年	25,000円
		大田市	×			
		江津市	○	人工内耳体外器装用後3年間を経過しているもの。	3年	25,000円
		川本町	×			
		美郷町	×			
		邑南町	×			
		津和野町	×			
		吉賀町	×			
9	人工内耳用イヤーマールド	浜田市	○	人工内耳を装用している者でイヤーマールドの使用が必要と認められる者	—	9,432円
		益田市	×			
		大田市	×			
		江津市	×			
		川本町	×			
		美郷町	×			

西部地域各市町日常生活用具一覧表(聴覚・言語機能障がい)

番号	用具名	市・町	該当	対象者	耐用年数	基準単価
		邑南町	×			
		津和野町	×			
		吉賀町	×			
10	ファックス (貸与)	浜田市	×			
		益田市	○	聴覚機能障害3級以上で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として当該装置が必要と認められるもの(電話(難視聴用電話を含む。))によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	—	7,700円
		大田市	×			
		江津市	○	聴覚障害3級以上の身体障がい者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(電話(難聴者用電話を含む。))によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)原則として在宅かつ18歳以上のもの。	—	7,700円
		川本町	×			
		美郷町	×			
		邑南町	○	聴覚障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(電話(難聴者用電話を含む。))によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—	7,700円
		津和野町	○	聴覚障害3級以上であって、コミュニケーション手段として必要性が認められる者	—	—
		吉賀町	○	身体障害者手帳に記載された身体上の障がい(聴覚障がいに係るものに限る。)の程度が3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる18歳以上のもの(電話(難聴者用電話を含む。))によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。)	—	—